

大和市告示第35号

大和市住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月12日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅改修支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅改修支援事業実施要綱（平成21年大和市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の介護支援専門員等が、」を「に所属する介護支援専門員等が」に、「第7条に規定する要介護者又は」を「第7条第3項の要介護者又は同条第4項の」に改め、「第75条第1項第3号」の次に「及び同規則第94条第1項第3号」を加える。

第4条中「事業者は、」を「事業所は、所属する介護支援専門員等が」に改め、「（別記様式）」を削る。

第5条の見出し中「手数料」を「助成金」に改め、同条中「実績報告書」を「住宅改修支援実績報告書」に改める。

第6条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（暴力団等の排除）

第6条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、事業所が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により事業所が暴力団等に該当するときは、第5条に規定する助成金を支払わないものとする。

（様式）

第7条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	住宅改修支援実績報告書	第4条

第1号様式を削る。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。